

## 建設関連業務における最低制限価格制度の導入について（お知らせ）

七戸町は、建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を目的に令和8年4月1日以後の入札から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします（令和8年3月公告又は指名通知の案件から適用します）。

### 記

建設関連業務の最低制限価格は、次表業種区分の欄に掲げる業務ごとに、発注者の設計額における同表①から④までの欄に掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に当該額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額が設計額の70パーセントに相当する額に満たない場合にあっては、当該70パーセントに相当する額）とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額の50パーセントに相当する額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額の60パーセントに相当する額	諸経費の額の60パーセントに相当する額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額の90パーセントに相当する額	一般管理費等の額の50パーセントに相当する額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額の90パーセントに相当する額	解析等調査業務費の額の80パーセントに相当する額	諸経費の額の50パーセントに相当する額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額の90パーセントに相当する額	一般管理費等の額の50パーセントに相当する額

問い合わせ先：七戸町財政課 TEL:0176-68-2117